



# 松尾中学校いじめ防止基本方針

～いじめで生徒を苦しめないために～

令和6年3月（平成30年1月一部改訂） 八幡平市立松尾中学校

平成25年9月「いじめ防止対策推進法」の成立施行を受け、松尾中学校では従来のいじめ問題への対応について再検討し、「松尾中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。いじめで生徒を苦しめないために、この方針を教職員、生徒、保護者が共通理解し、未然防止・早期発見・早期対応につとめるものとします。また、万が一発生した場合は、「いじめ防止対策委員会」を中心に、関係機関との連携を図り、学校全体で解決に向けて全力を尽くします。

## I いじめ問題への基本的な考え方

### 1 いじめの定義

- ① 一定の人間関係にあるものから
- ② 心理的、物理的な攻撃を受けたことにより（インターネットによるものを含む）
- ③ 心身の苦痛を感じているもの

なお起こった場合は、学校の内外を問わないものとする。

※ 個々の行為がいじめにあたるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って判断する。その生徒の気持ちを重視する。

### 2 いじめについての共通認識

- ① いじめは、いつでも誰にでも起こりうる。
- ② いじめは、絶対に許されない。許してはいけない。
- ③ いじめは、必ず解決できる。

### 3 いじめの起こらない学校づくりに向けて（方針）

本校では、いじめの未然防止や早期発見にむけて「いじめはいつでも誰にでも起こりうる。」「いじめは、絶対に許されない、許してはいけない。」「いじめは必ず解決できる。」という共通認識を強く持ち、全教職員による校内体制を整備し、子どもたちへの指導にあたっていきます。

いじめは「いつ」「どの学級でも」「どの子にも」起こる可能性があるという危機意識を持ち、子どもの変化や様子について教職員間、保護者との間で交流しながら未然防止や早期発見、早期対応に努めます。また、人間関係を築くことを苦手としている子どもへのきめ細かな目配りを日常的に行っていきます。

また、学年に応じた意識付けを行い、望ましい学校風土づくりに努めます。また、道徳の時間をはじめ教育活動全体を通じて「いじめの卑劣さ」や「自他の生命の尊さ」についての指導を継続していきます。

### 4 いじめ問題への対応にあたっての基本認識

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つ。
- ② いじめられている子どもの立場に立って親身な指導を行う。
- ③ いじめは、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であることを認識する。
- ④ 関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」

## 5 学校における取組み

### (1) 実効性のある指導体制の確立

- ・全教職員による共通認識と連携協力で責任を持って取り組む。
- ・事例研究など、いじめに対する実践的な校内研修を実施する。
- ・「いじめ防止週間」(年2回)を設定し、全校体制でいじめを防止する取組みを行う。
- ・いじめアンケートを学期毎に行うことにより、早期発見に努める。

### (2) 事実関係の究明といじめる生徒に対する適切な教育的指導

- ・十分な情報収集等を通じた事実関係の把握を迅速に行う。
- ・関係生徒の保護者の理解と協力を得ながらきめ細かな指導に努める。

### (3) 日々の触れ合いを通じた教育相談活動の充実

- ・日頃から生徒との温かな触れ合いを心がけ、一人ひとりの生徒との深い信頼関係をはぐくむ。また、生徒が発する危険信号(小さなサイン)を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- ・何より「いじめは許されない、許してはいけない」「いじめられた生徒は絶対に守る」という学校・学級風土づくりに努める。

### (4) 積極的な生徒指導の推進

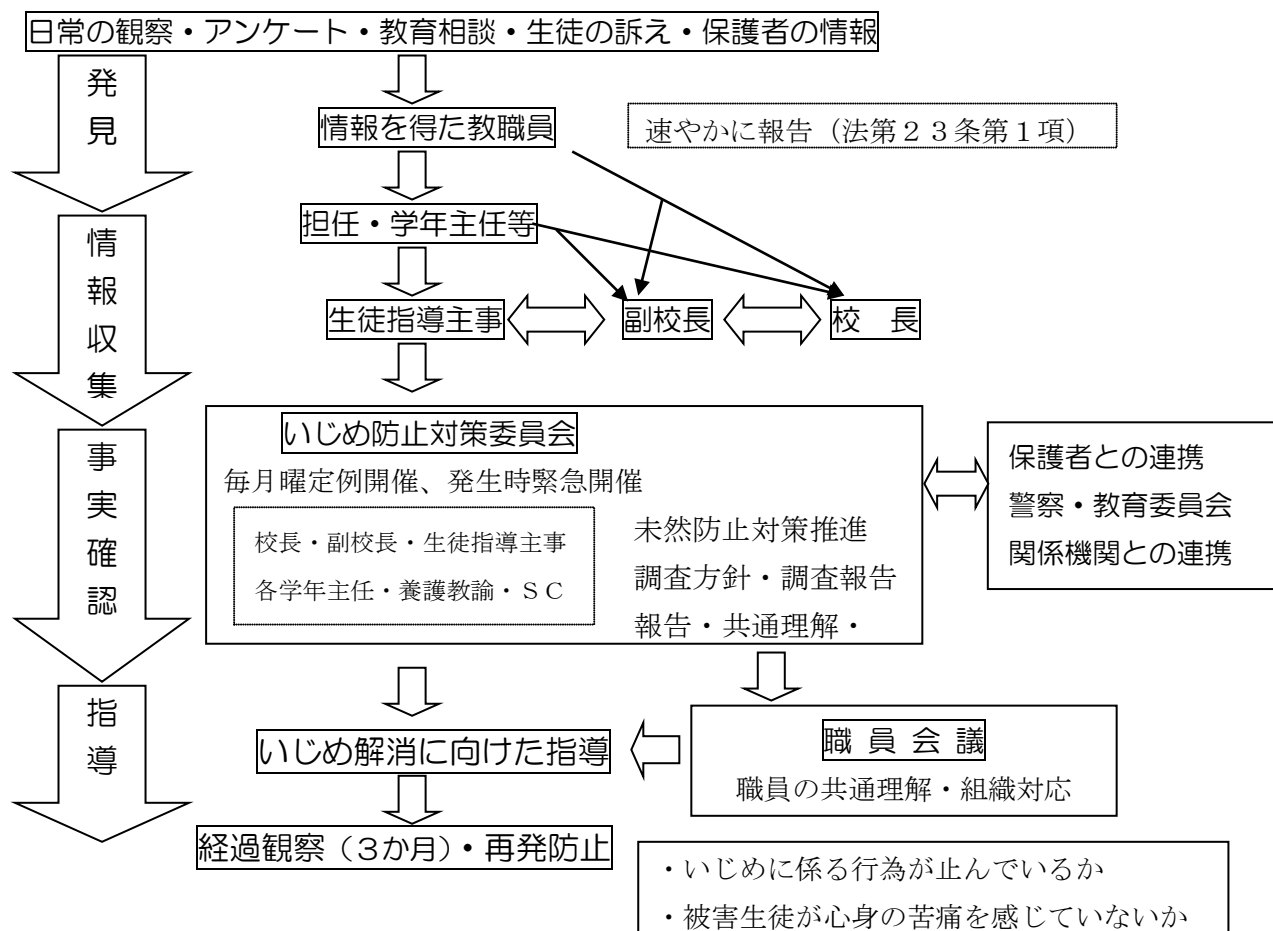
- ・生徒指導を特別な場面に限定せず、道徳の時間、教科の時間はもちろんのこと、学校生活全ての中で機能させていく。
- ・いじめ問題については学校のみで解決することに固執せず、必要において家庭や地域、関係諸機関との連携のもと解決を図る姿勢を大事にする。

## 6 組 織

### 《いじめ防止対策委員会》

校長 副校長 生徒指導主事 各学年主任 教育相談担当 養護教諭 スクールカウンセラー

→ 毎週月曜日3校時、定期的に会議を開催し、情報交換や協議を行う。



## Ⅱ いじめ防止、プログラム

- ・いじめ防止週間（年2回）全校／学年朝会での講話、道徳、生徒会取組み、教育相談
- ・いじめアンケートを毎学期実施、Q-U、悩みアンケート等調査結果を活用

### 《管理職》

- ・いじめであるか否かの判断を行い指導体制・対応の方針決定をする。
- ・全校集会等で校長が日常的にいじめ問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備するとともにそのことを周知する。
- ・学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、確認する。

### 《生徒指導主事／教育相談担当》

- ・いじめの情報の収集と記録、共有を行う。
- ・定期的なアンケート調査（各学期）や教育相談の実施に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室利用等について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回体制を構築し、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

### 《養護教諭》

- ・学校の教育活動の様々な場面で命の大切さをとりあげる。
- ・保健室を利用する生徒の雑談の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞き、いじめの相談を受けた時は速やかに報告する。

### 《学年主任・学級担任》

- ・いじめの早期発見のための相談・通報を受け付け、その情報を速やかに報告する。
- ・日常的にいじめ問題について触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成するとともにいじめ防止に資する活動に取り組ませる。
- ・はやしたてたり、見て見ぬふりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめの抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にしたりしやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、指導のあり方には細心の注意を払う。
- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

## Ⅲ いじめ問題早期発見・事案対処マニュアル

### 《いじめられた生徒に対応する教員》

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対して、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている生徒の自尊感情を高めることに留意する。

### 《いじめた生徒に対応する教員》

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、関係機関（教育委員会、児童相談所、警察等）とも連携して対応する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて指導にあたる。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）によって、いじめに向かうのではなく、運動や趣味などで発散できる力を育む。

### 《学級担任等》

- ・学級等で話し合うなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

### 《いじめ防止対策委員会》

- ・状況に応じてスクールカウンセラー、教育委員会等、対応に困難がある場合のサポート体制を整える。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引継を行う。

### 《家庭との連携》

- ・家庭訪問（加害、被害とも行う。学級担任を中心に複数で対応する）等により迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供すると共に、解決に向けた取組みの見通しをきちんと伝える。

### 《ネットいじめの対応》

- ・インターネットの特殊性による危険を十分に理解したうえで、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- ・保護者と確認をした持たせない意図、また生徒達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者と連携する。

☆情報モラルに関する松尾中の対応方針☆ 全ての保護者と確認し対応

中学生に携帯電話、スマートフォンは持たせないよう家庭の協力を求める。

インターネットを利用する際は、以下のことに留意する。

- ①NGワードの書き込みをさせない。 ②夜 10 時以降のメッセージ送返信はさせない。
- ③フィルタリングの設定をする。
- ④心配される情報をキャッチした場合は、学校から直接保護者に連絡を取って対応する。

## Ⅳ 年間指導計画

### 通年計画

- ・日常的な子どもとの触れ合いを通じた様子や変容の見取り
- ・いじめ防止対策委員会の定期開催（毎週月曜 3 校時）
- ・毎月の職員会議での実践交流会（子どもの抱える課題の共有等）と長期休業中の研修会
- ・「いじめ根絶」や「生命」について取り扱った道徳の授業の実施

内容項目：A－（１）（３）C－（１１）（１２）（１５）B－（６）（８）（９）

＝主な教材＝

1 年

「自分で決めるって?」「魚の涙」「言葉の向こうに」「やっぱり樹里は」「裏庭での出来事」「親友」  
「橋の上のおおかみ」

2 年

「テニス部の危機」「友だちはライバル」「違うんだよ、健司」「松葉づえ」「ジコチュウ」  
「ちがいの意味を見直す」「明日、みんなで着よう」「『許せないよね』『桃太郎』の鬼退治」  
「泣いた赤おに」

3 年

「『知らないよ。』『がんばれ おまえ』『アイツとオレ』『ぼくの物語 あなたの物語』」  
「三年目の『ごめんね』『恩讐の彼方に』『巣立ちの歌が聞こえる」

### 月計画

- 4 月 家庭訪問（1・2 年） いじめ防止基本方針の周知
- 5 月 新入生アンケート 小中連絡会 いじめアンケート① 教育相談／いじめ防止週間①
- 6 月 Q－U①
- 7 月 1 学期末集会 いじめ保護者アンケート① 保護者（三者）面談
- 8 月 校内研修会
- 11 月 Q－U② いじめアンケート② 教育相談／いじめ防止週間②
- 12 月 2 学期末集会 いじめ保護者アンケート② 保護者（三者）面談
- 1 月 校内研修会、学校評価のための生徒／保護者アンケート 1 年間の総括
- 2 月 いじめアンケート③ 学校評価まとめ 学校関係者評価 いじめ保護者アンケート③
- 3 月 学校評価結果の公表、教育委員会への報告



## V 重大事態への対応

### 1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産(金品)に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校設置者(当該教育委員会)に報告する。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至った旨の申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

### 3 重大事態の調査

《学校が調査の主体となる場合》

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会が」中心となり全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。(関係者の個人情報に配慮する)
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

《学校の設置者(当該教育委員会)が調査の主体となる場合》

設置者の指示のもと、資料提出など、調査に協力する。

## VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価に加え、取組を評価する。

評価結果については、学校関係者評価を通じて適正化を図る。

- ・いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- ・いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

## VII その他

### 1 公務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組むことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### 2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

# 学校生活アンケート

年 組 番 氏名

1 あなたの最近の体調はどうですか？

・良い ・だいたいよい ・良くない（体調の様子）

出来ている

出来ていない

2 学校生活で学習活動に意欲的に参加できていますか

4

3

2

1

具体的な点

3 学校生活の中で嫌なことを言われたり、されたりしていませんか？

【ある・ない】

具体的に （いつ・どこで・だれに・どのようなこと等）

上記3のようなことを他の人が受けた、みた、聞いた事がありますか？

【ある・ない】

具体的に （いつ・どこで・だれに・どのようなこと等）

4 学校に不要物を持ち込んでいるところをみたことはありますか？

【ある・ない】

具体的に （いつ・どこで・だれに・どのようなこと等）

5 担任の先生に知っておいてほしいこと、相談したいことを書いてください。

【ある・ない】

\*担任の先生以外にも相談することができます。

希望する場合は、その先生の名前を書いて下さい。（

先生）

# 年間行動計画

|     | いじめ防止校内委員会               | 未然防止           |          |                    | 早期発見                                                                              |                             | 保護者・地域との連携        |
|-----|--------------------------|----------------|----------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-------------------|
| 4月  | ●いじめ防止基本方針の周知            | 各教科等でのわかる授業の実践 | 道徳の時間の充実 |                    | S<br>C<br>・<br>養<br>護<br>教<br>諭<br>・<br>校<br>長<br>に<br>よ<br>る<br>個<br>人<br>面<br>談 |                             | ●家庭訪問(1・2年生)      |
| 5月  |                          |                |          | ●教育相談<br>●いじめ防止週間① |                                                                                   | ●新入生アンケート<br>●いじめアンケート①     | ●小中連絡会            |
| 6月  |                          |                |          |                    |                                                                                   | ●QU①                        |                   |
| 7月  |                          |                |          |                    |                                                                                   | ●いじめ保護者アンケート①               | ●三者面談             |
| 8月  | ●校内研修会                   |                |          |                    |                                                                                   |                             |                   |
| 9月  |                          |                |          |                    |                                                                                   |                             |                   |
| 10月 |                          |                |          |                    |                                                                                   |                             |                   |
| 11月 |                          |                |          | ●教育相談<br>●いじめ防止週間② |                                                                                   | ●QU②<br>●いじめアンケート②          |                   |
| 12月 |                          |                |          |                    |                                                                                   | ●いじめ保護者アンケート②               | ●三者面談             |
| 1月  | ●校内研修会<br>●1年間の総括        |                |          |                    |                                                                                   |                             | ●学校評価のための保護者アンケート |
| 2月  |                          |                |          |                    |                                                                                   | ●いじめアンケート③<br>●いじめ保護者アンケート③ | ●学校評価まとめ学校関係者評価   |
| 3月  | ●学校評価結果の公表<br>●教育委員会への報告 |                |          |                    |                                                                                   |                             |                   |